

山口県過疎地域持続的発展方針（案）に対するパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間 令和7年7月8日（火）から令和7年8月7日（木）まで

2 意見の件数 2名 22件

3 意見の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	○交通施設の整備、交通手段の確保の促進 ・山口線仁保駅から下郷までの各駅の間に1～2か所ずつ駅を追加する ・駅の近くにスーパーや病院を誘致、保育園や母子家庭・高齢者向け公営住宅の建設 ・駅を基点とする巡回バスを走らせる 駅が増えたと行ける場所が増え利用者も増えるし車に頼らない社会基盤が作れる 西京スタジアムの近くに作ればイベントで使う事も増える 流通団地の近くに作れば従業員の通勤が便利になり誘致しやすくなる	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	○教育の振興 ・大内御堀にあるユニクロやゴルフ5などに農業試験場の跡地に専門店街を造り移転してもらう ・そのユニクロ等の跡地に山口高校を移転し中央高校と合併 ・普通科を減らし専門課程を増やす 大学進学で県外に出た人はUターンする人は少ない、手に職をつけることで地元就職しやすくする 手に職をつければ県外にでてもUターンしやすい	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	○再生可能エネルギーの利用の推進 大規模な太陽光パネルや風力発電は現状環境を破壊している 宮野から小郡までの国道の中央分離帯に縦型の小型風力発電を並べて設置すれば車の起こす風で一日中発電が可能	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	P1 「（注）「（１）過疎地域の現状と課題」における統計データは、特定市町村を非過疎地域として集計しています。」との記述ありますが、 ・「特定市町村」がどのようなものか不明確（「全部過疎」「一部過疎」はその名称から推測可能ですが巻末「（参考資料）用語解説」に説明無し。） ・「特定市町村を非過疎地域として集計」した理由が不明と記述不足あると考えます。 上記不明確・不明項目について記述追加が必須と考えます。	いただいた御意見を踏まえ、用語解説へ追加しました。 なおその他記載については、今後の参考とさせていただきますが、原案のままとします。
5	「図表1」の「（うち特定市町村）」の「人口」「面積」「人口密度」と、「（特定市町村含む）」の値は、その数値から「特定市町村の過疎地域を含む値」（人口密度は特定市町村の過疎地域の値）と推測致します。 であれば記述/説明不足であり、記述/説明追加または表記変更が必須と考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
6	当案件は「過疎地域持続的発展方針（案）」のほうです。 統計データで特定市町村（内過疎地域）を非過疎地域として集計しては実態把握-施策実施を誤るのではないのでしょうか。 「（１）過疎地域の現状と課題」における統計データ」P1以降すべての数値の特定市町村（内過疎地域）追加を御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
7	P2 「過疎地域の人口は、（略）40 年間で40.7%減少しています。」「一方、県全体では、同40 年間で15.4%の減少」で「県全体の中でも、過疎地域の人口減少が著しいことが分かります。」とありますが、「人口の推移【図表２－１】」は割合でなく人数のグラフであり、「人口減少率の違い（過疎地域で急速に減少）」がほとんどわかりません。 「昭和35 年(1960 年)を100とした人口減少率比較」のグラフの追加が必須と考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	「県全体の人口に占める過疎地域の人口の割合」をグラフ等で「過疎割合」と表記しておりますが、誤解を招く表記（過疎の割合が減っている、と思われかねない）と感じます。 表記欄制約あると思いますが表記変更御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見を踏まえ、説明を追記しました。
9	P3 【図表３－２】の山口県データのグラフがP2【図表３－１】と認識しております。 「全国と山口県の状況比較も可能」なデータ可視化を宜しく御願い致します。 [例（あくまで例）] 全国のデータをグラフに追加、棒グラフだと分かり難いため折れ線グラフで表記	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
10	「（イ）高齢者人口・若年者人口の推移」のデータの可視化（【図表４】【図表５】のグラフ表記）を御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
11	P4 「産業別就業人口の推移」のデータの記述ですが、「産業別生産額の推移」のデータは無いのでしょうか。 各産業の地域経済に占める割合は（過疎）地域持続的発展の施策の為に必要なデータと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	P5 「これらの取組の結果、過疎地域における交通基盤をはじめとする生活環境の整備が進み、住民の利便性や快適性の確保が図られてきました。」とのことですが、提示数値データは【図表8】のみ。 当データも、確認しますと「道路、上下水道いずれも過疎地域は非過疎地域より整備率低」「整備進捗状況は、上下水道は若干過疎地域が進捗率高いも道路に関しては非過疎地域のほうが進捗」これでは、「県全体で住民の利便性や快適性の確保がされてきた」だけ、「過疎地について過疎抑制の対応策が進んだ」とは到底思えません。 又、道路下水道以外の具体的データ提示なく。 「努めてきました。」列記されても説得力が全くありません。 記述変更御検討宜しく御願ひ致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
13	「過疎地域の基幹産業である農林水産業」との記述ありますが、データ上就業者数比率で1割強、生産額比率データ未提示の産業を「基幹産業」と捉えている県行政の考え方に疑問を持たざるを得ません。 「過疎地域＝第一次産業」との偏見・固定観念に縛られている（ことからくる文面になっている）のではないのでしょうか。 その様な偏見・固定観念から生まれる「過疎地域持続的発展方針」（に基づく施策）に期待が持てません。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
14	P6 「これまでの過疎対策における課題の解決」との記述ありますが、当該「過疎地域持続的発展方針（案）」の中に「これまでの過疎対策における課題」つまり「各具体的対策の効果の程度」の記述が見当たりません。 過去の過疎対策施策の確認検証（の明示）無しの方針（案）の内容に疑問しかありません。 「過去の過疎対策施策の確認検証」を追記願います。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	P7以降 「過疎地域持続的発展の基本的な方針」として重点事項３点を挙げ、P9以降に「過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」を列記されております。 ただその内容は行政として基本的に実施すべきもの、と感じます。 各事項の実施は必要と考えますので方針（案）に従い施策実行宜しく御願ひ致します。 ただし、各事項に具体的・数値的目標は提示されておられません。 「各施策は過疎対策の手段であり目標ではない」として「数値目標は掲げない」と言う対応・方針（案）もありえる、と思いますが、各事項、実際に当方針（案）記載施策を実行する・施策を管轄するのは県行政内多岐にわたる部署と思われますが管轄部署が当方針（案）に明示されておられません。 管轄部署・実行部署不明の施策を「努めます」「行います」「実施します」「図ります」「推進します」と列記されても説得力がありません。 少なくとも各事項について実行部署・管轄部署の明記が必須と考えます。	本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。 県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
16	<全般> 当「方針（案）」の ・管轄部署、実行部署 ・方針期間（５年間）内途中での検証方法・結果報告方法 ・方針完了時点の検証方法・結果報告方法 等々、「方針（案）の運営」の基本に関する記述が見当たりません。 当該内容明示が必須と考えます。	本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。 県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	個々前述しておりますが、当「方針（案）」は基本的項目・記載必須事項の記述不備不足欠落が多数存在する、と感じます。 必須事項付記追記内容修正の上、再度県民意見募集実施を宜しく御願ひ致します。 それが成されないのならば、「県は過疎地を放置・無視する」と判断されてもおかしくないこと御認識頂けましたなら幸いです。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。 また、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度意見募集は予定していません。
18	<記述方法に関して> 巻末「（参考資料）用語解説」の掲載は有り難いのですが、意味を知りたい語句があっても用語解説未掲載の場合あります（一部前述）。 掲載語句の再検討と、「本文中、解説のある語句がわかる表記」の実施を宜しく御願ひ致します。 〔前述「表記」の例（あくまで例）〕 対象語句に「*」がついている様ですが、目次の最後に「*付語句は「（参考資料）用語解説」に掲載」と付記。	いただいた御意見を踏まえ、説明を追記しました。
19	年代の表記、「元号のみ」「元号西暦併記」が混在しており年代比較が困難になっております。 「元号西暦併記」統一の記述を宜しく御願ひ致します」。	いただいた御意見を踏まえ、必要に応じて元号西暦を併記しました。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	＜当該パブリック・コメント実施方法等に関して＞ 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。 (県広報誌には、毎号、「県ホームページでは随時県民から意見募集実施しております」といったパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。) 今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。 (パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。 「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月18日の山口新聞/7月18日の中国新聞)により広報に努めました。
21	前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。 (意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)	意見提出者は2名、意見は22件寄せられたことから、広報については、一定の効果があったと考えています。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
22	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 方針（案）作成の他、実際の施策実行の際にも、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。 （骨子案作成時に実施済とは思いますが一応意見まで。）	本方針は、県内の過疎市町等を構成員とする「山口県過疎地域対策等研究会」の報告等の内容を踏まえ作成しています。